

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業実施要綱

平成 27 年 8 月 13 日付 27 福保子育第 722 号福祉保健局長決定
平成 28 年 9 月 23 日付 28 福保子育第 1298 号により一部改正
平成 31 年 2 月 8 日付 30 福保子育第 2772 号により一部改正
令和 2 年 3 月 23 日付 31 福保子育第 3263 号により一部改正
令和 2 年 8 月 24 日付 2 福保子育第 1036 号により一部改正
令和 3 年 3 月 11 日付 2 福保子育第 3068 号により一部改正
令和 3 年 8 月 13 日付 3 福保子育第 1321 号により一部改正
令和 4 年 2 月 21 日付 3 福保子育第 3046 号により一部改正
令和 5 年 3 月 31 日付 4 福保子育第 3688 号により一部改正

1 目的

児童養護施設におけるケア単位の小規模化等、児童養護施設入所児童等の養育環境改善を図るための改修、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）等を新設する場合の建物の改修、地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するため必要な改修等を実施することにより、児童養護施設入所児童等の生活向上を図ることを目的とする。

2 定義

- (1) この要綱において、「児童養護施設等」とは、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、里親、自立援助ホーム、ファミリーホーム、養子縁組民間あっせん機関、女性相談センターの一時保護委託先の施設及び社会的養護自立支援事業所をいう。ただし、養子縁組民間あっせん機関、女性相談センターの一時保護の委託先の施設及び社会的養護自立支援事業所については、4 (5) の事業に限る。
- (2) この要綱において、「ファミリーホーム等」とは、ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設及び婦人保護施設の地域生活移行支援施設をいう。

3 実施主体

実施主体は、4 (4) の事業については区市町村（ただし、児童相談所を設置する区及び八王子市を除く。以下同じ。）とし、区市が設置する母子生活支援施設における4 (1) のイ及び4 (5) の事業については区市とする。女性相談センターの一時保護委託先の施設、養子縁組民間あっせん機関及び社会的養護自立支援事業所は4 (5) の事業のみ実施主体となる。上記以外の4 (1)、4 (2) 及び4 (5) の事業については、社会福祉法人、日本赤十字社、公益財団法人、特定非営利活動法人、里親、ファミリーホームを行う者及び自立援助ホームを行う者（以下「社会福祉法人等」という。）とする。

4 事業の内容等

区市は次の(1)のイ（母子生活支援施設に限る。）、(4) 及び(5)（母子生活支援施設に限る。）の事業を、町村は次の(4)の事業を、女性相談センターの一時保護委託先の施設、養子縁組民間あっせん機関及び社会的養護自立支援事業所は4 (5) の事業を、社会福祉法人等は次の(1)、(2)、(3) 及び(5)の事業を実施できるものとする。

(1) 児童養護施設等の環境改善事業

次のア又はイに該当する事業

ア 児童養護施設及び乳児院において、小規模なグループによるケアを実施するため、施設の改修、設備整備及び備品購入を行う事業

イ 児童養護施設等において、入所児童等の生活向上を図るため、老朽化した乳児・児童用ベッド、乳児呼吸モニター、緊急地震速報受信装置等、児童の安全確保のために必要な備品の購入や更新、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入、更新及び改修を行う事業

(2) ファミリーホーム等開設支援事業

ファミリーホーム等を新設し、事業を実施する場合に必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業

(3) 耐震物件への移転支援事業

耐震性に問題のある賃貸物件において地域小規模児童養護施設等を設置している場合に、耐震物件への移転に伴う費用に対して支援を行う事業

(4) 地域子育て支援拠点の環境改善事業

地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修、備品の整備

(5) 児童養護施設等の業務継続実施支援事業

児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための必要な経費を支援（※）する事業

（※）職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）を支援する。

【かかり増し経費等の例】

(ア) 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金※ 手当等の水準については、社会通念上、相当と認められるものであること。

(イ) 児童養護施設等における感染拡大防止を図るための物品等の購入支援

(ウ) 濃厚接触者等の養育を担当する職員が家庭での感染拡大を予防するために宿泊施設等を利用する場合の宿泊費用など、濃厚接触者等を養育する際に必要なかかり増し費用

※ 実費相当額を上限

5 事業の制限

(1) 他の都補助金を受ける場合は、本事業の対象とならない。

(2) 4 (1)から(4)の各事業については、事業を行う施設等1か所につき1回限りとする。ただし、以下のアからウに該当する場合はこの限りではない。

ア 児童養護施設において、小規模かつ地域分散化を図るために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。

イ 乳児院において、ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を整備するために必要な改修整備、設備整備及び備品の購入を行う事業を実施する場合。

ウ 災害等やむを得ない事業により再び同様の事業を実施する場合。
(3) 4の(1)のア、(2)及び(4)の事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業を実施した施設等の開設等を予定している場合を事業対象とする。

6 経費の補助

この事業の実施に必要な経費は、都が別に定めるところにより予算の範囲内で補助するものとする。

附 則（平成27年8月13日付27福保子育第722号）

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年9月23日付28福保子育第1298号）

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和31年2月8日付31福保子育第2772号）

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月23日付31福保子育第3263号）

この要綱は、令和2年1月16日から適用する。

附 則（令和2年8月24日付2福保子育第1036号）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月11日付2福保子育第3068号）

この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

附 則（令和3年8月13日付3福保子育第1321号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年2月21日付3福保子育第3046号）

この要綱は、第3児童相談所を設置する区については平成27年4月1日から、第2(1)第3、第4女性相談センターの一時保護委託先の施設は令和3年1月1日から、第2(1)、第3、第4の社会的養護自立支援事業所については令和3年12月1日から適用する。

附 則（令和5年3月31日付4福保子育第3688号）

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。